目 平成十四年法律第百四十五号 次

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

総則(第一条—第八条)

業務等 (第十五条—第十九条) 役員及び職員 (第九条―第十四条)

第四章 雑則(第二十条—第二十四条)

第五章 罰則(第二十五条—第二十七条)

目的

章

総則

第一条 の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。:一条 この法律は、国立研究開発法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構の名称、 目的、 業務

第二条 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に

2 この法律において「エネルギー使用合理化」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネ 定する非化石エネルギーをいう。 関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「非化石エネルギー法」という。)第二条に規

ギー(同条第四項に規定する非化石エネルギーを除く。)の使用の合理化をいう。ルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネル

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。) 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。 の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、 国立研

(機構の目的)

第四条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。) は、 協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外同じ。)、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に 化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技 発展に資することを目的とする。 の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の 術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発(研究及び開発をいう。以下 非

(国立研究開発法人)

第四条の二 機構は、 通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする

第五条 機構は、 主たる事務所を神奈川県に置く

第六条 機構の資本金は、附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出 資があったものとされた金額の合計額とする。 (資本金)

資することができる。 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、 機構に追加して出

のとする。 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、 その出資額により資本金を増加するも

(出資証券)

2 出資証券は、記名式とする。第七条 機構は、出資に対し、出 出資証券を発行する。

3 前項に規定するもののほか、 出資証券に関し必要な事項は、 政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則 払い戻すことができない。 法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、 その持分を

機構は、出資者の持分を取得し、 又は質権の目的としてこれを受けることができない

役員及び職員

2

第九条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く

機構に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、 理事長を補佐して機構の業務

を掌理する。 副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。 理事は、理事長の定めるところにより、 理事長 (副理事長が置かれているときは、 理事長及び

ていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないとき は監事とする。 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。 ただし、副理事長が置かれ

その職務を行う監事は、その間、 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は 監事の職務を行ってはならない。

(副理事長及び理事の任期)

4

3

2

第十一条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(理事の欠格条項の特例)

第十二条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、 ことができる。 理事となる

2 とあるのは、「前条及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 法律第百四十五号)第十二条第一項」とする。 機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」 (平成十四 年

(秘密保持義務)

密を漏らし、又は盗用してはならない。 第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 その職務上知ることができた秘

(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用につ ては、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

が国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。 その開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ること 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であって、民間の能力を活用することにより

イ る電気を利用するための技術 し、若しくは同条第四号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係善非化石エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用

非化石エネルギーを製造し、 若しくは発生させ、又は利用するための技術 (イに掲げるも

ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。) るに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術(可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用す

- | 〒別部JASH | 1011 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1100 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1100 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 1110 | 110 | 1100 | 1100 | 1100 | 1100 | 1100 | 1100 | 1100 | 1100 | 1100
- こと(前号に掲げるものを除く。)。 力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。)に関する研究開発を行う二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術(原子
- 三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。
- 域において行われる当該技術の実証に限る。)を行うこと。非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭の安定的な供給の確保のために特に必要である地四一第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証(その技術の普及を図ることが我が国への四
- 六 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。
- げる技術に関する指導 イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲
- 育算 ローエネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ニに掲げる技術に関する
- 七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。
- に関する助言を行うこと。

 八 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の強化
- うにと。 三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行 八の二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 非化石エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。
- に規定する業務を行うこと。 十一 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号。以下「基盤法」という。)第十一条
- 用具法」という。) 第七条に規定する業務を行うこと。 十二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号。以下「福祉十二
- する業務を行うこと。 十三 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)第十条に規定
- 律第三十七号)第二十九条に規定する業務を行うこと。 十四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法
- 定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。第四十三号)第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務(同条第二項の規定による指十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律
- 第十三号に掲げる業務の一部を委託することができる。 第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、

(業務の委託等)

- 行うことができる。
 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を第十三号に掲げる業務の一部を委託することができる。
- 罰則の適用こつハては、去令こより公務こ従事する職員とみなす。 等」という。)の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人(以下「受託金融機関
- 員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そのと認めるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職4 経済産業大臣は、前条第十三号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- | これを提示しなければならない。| これを提示しなければならない。| これを提示しなければならない。| こが項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に

2

の物件を検査させることができる。

- い。6.第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな6.第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならな
- (株式等の取得及び保有)
- (特定公募型研究開発業務基金の設置等)項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。第十六条の二 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一
- により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。 は、同項に規定する基金(以下「特定公募型研究開発業務基金」という。)を設け、次項の規定は、同項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合に七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合にて第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標におい
- 助することができる。
 りすることができる。
 ながれ、予算の範囲内において、機構に対し、特定公募型研究開発業務基金に充てる資金を補
- (特定半導体基金の設置等)
- 第十六条の四 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標におい とする。
- | する。| 3 特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるもの| 3 特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるもの
- は、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。 運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるの4 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、特定半導体基金の
- 金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、第二項の規定により交付を受けた補助第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十一条第五項の規定による通知を行った5 経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律
- 項は、政令で定める。 6 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事 6 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事
- (国会への報告等)

前条

- 業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。 第十六条の五 機構は、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当
- 報告しなければならない。 2 経済産業大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に
- (安定供給確保支援基金の設置等)
- | ことができる。| ことができる。| ことができる。| 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助する
- 十条第三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合3 経済産業大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第

部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。 において、必要があると認めるときは、機構に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全

4 項は、政令で定める。 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事

機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、 それぞれ勘定を設けて整理しなければな

関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関するる。)、第六号ロ並びに第十一号から第十三号までを除く。)に掲げる業務のうち、特別会計に 第十五条各号(第一号ロ及び二、第四号、第五号(第一号二に掲げる技術に係るものに限

律第八十五条第二項に規定する燃料安定供給対策及び同条第三項に規定するエネルギー需給構一 第十五条各号(第十一号及び第十二号を除く。)に掲げる業務のうち、特別会計に関する法 造高度化対策に関する業務

第十五条第十一号に掲げる業務

前三号に掲げる業務以外の業務

務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。 究開発業務基金、特定半導体基金又は安定供給確保支援基金を設けた場合には、これらに係る業 機構は、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項又は前条第一項の規定により特定公募型研

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

定(罰則を含む。)は、第十五条第三号、第五号、第十号(非化石エネルギー法第十一条第一号第十八条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規 とあるのは「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替える 第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、 研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研 る予算の執行の適正化に関する法律(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立 十五号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係 に係る部分に限る。)、第十二号(福祉用具法第七条第一号に係る部分に限る。)、第十四号及び第 ものとする。 「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」

(利益及び損失の処理の特例等)

において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下「中長期目標第十九条 機構は、第十七条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定 規定する業務の財源に充てることができる。 産業大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第 三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたとき 理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済 の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整 その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十五条に

経済産業大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければな

を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額

場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。 法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同 項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する 第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定(以下「第三号勘定」という。)における通則

5 第一項」と読み替えるものとする。 通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条 第一項から第三項までの規定は、第三号勘定について準用する。この場合において、第一項

令で定める 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項 は、

政

(主務大臣等)

第二十条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産 業省令とする。

保支援業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その第二十一条 経済産業大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標(安定供給確 保支援業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するときは、 (中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

務に係る部分に限る。)の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関 長に協議しなければならない。 経済産業大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画(安定供給確保支援業

2

他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、 れを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。 (国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十三条 国家公務員宿舎法

は、適用しない。 (他の法令の準用) (昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、 機構の役員及び職員に

第二十四条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)その他政令で定める法令につい 政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。 第五章 罰則

|第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三 十万円以下の罰金に処する。

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役第二十六条 第十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万 円以下の過料に処する。

第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき

運用したとき。 第十六条の四第四項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して特定半導体基金を

三 第十九条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、 の承認を受けなかったとき。 そ

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十九条まで、 び第二十七条並びに附則第六条から第三十四条までの規定は、 平成十五年十月 日 第二十六条及 から施行す

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等)

第二条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時 おいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除 その時において機構が承継する。

- な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の承継に関し必要な事項は、 政令で
- 4 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとす
- 5 替エネルギー法(以下「旧石油代替エネルギー法」という。)第二十一条第一項の規定は、適用 益計算書については、なお従前の例による。ただし、附則第二十条の規定による改正前の石油代 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損
- 6 に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額
- ハまでに掲げる勘定に属するものを除く。)の金額を差し引いた額 外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く。)から負債(次のイから機構が承継する資産(次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。)の価額(政府
- 定する研究基盤出資業務に係る同項の特別の勘定 、昭和六十三年法律第三十三号。以下「旧研究開発体制整備法」という。)第六条第一項に規 附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律
- 項に規定する基盤技術研究促進勘定 附則第二十二条の規定による改正前の基盤法(以下「旧基盤法」という。)第十三条第一
- する鉱工業承継勘定 (以下「旧鉱工業承継勘定」という。) 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。以下「基盤法改 法」という。)附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第九条に規定
- る業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額 政府から旧機構に対して旧研究開発体制整備法第四条第三号及び旧基盤法第十一条各号に掲げ 第一項の規定による旧機構の解散の時(以下この条において「解散時」という。)までに、
- 三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府から旧機構に対して出資されたものとされ により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資されたものとされ た額(基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定 た額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。)
- 価額とする。 前項第一号の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した
- 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額 それぞれ、機構の設立に際し当該各号の政府以外の者から機構に対して当該各号に掲げる業
- 第十七条第一項第一号に掲げる業務 解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額の二分の一に相当する金額
- 引いた金額 第十七条第一項第二号に掲げる業務 解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し
- 則第九条第一項から第三項までに規定する業務 法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなか を含み、同条の規定又は次条第二項の規定により資本金を減少した場合にあっては基盤法改正 条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額 のとされた額(基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十 ったものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。) 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたも 附

- 10 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受ける き機構の出資証券の上に存在する。
- 11 分配は、行わない。 旧機構の解散については、旧石油代替エネルギー法第五十五条第一項の規定による残余財産
- 12 (持分の払戻し) 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 第三条 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資された 当該政府以外の者は、旧機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求するこ 条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資があったも ものとされた額(基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十 とができる。 とされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。)については、
- 2 資本金を減少するものとする。 より払戻しをしなければならない。この場合において、旧機構は、当該持分に係る出資額によりる資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額に 規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、政令で定める日における旧鉱工業承継勘定に属す 旧機構は、前項の規定による請求があったときは、旧石油代替エネルギー法第十六条第一項
- 3 条第七項中「機構成立の日」とあるのは、「附則第三条第二項に規定する政令で定める日」と。 前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、 み替えるものとする。 「附則第三条第二項に規定する政令で定める日」と読い資産の価額について準用する。この場合において、同
- 4 払戻しを請求することができる。 については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、 前条第九項(第三号を除く。)の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金 当該持分の
- 5 その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。 に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、 当該持分

(事務所に関する経過措置)

- 第四条 機構は、政令で定める日までの間、 置く。 (探鉱貸付経過業務) 第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に
- 第六条 機構は、旧石油代替エネルギー法第三十九条第一項第四号の規定により貸し付けられた資 間、第十五条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務(以金に係る債権(附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。)の回収が終了するまでの 「探鉱貸付経過業務」という。)を行う。
- 2 条第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第十三号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定 務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。 業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過 務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中「第十五条に規定 除く。)に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号(第十一号及び第十二号を除く。)に掲げる業 する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第一項第二号中「第十五条各号(第十一号及び第十二号を 前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前 「第十五条に規定する業
- (研究基盤出資経過業務)
- 第七条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条に規定する業務のほか、 り承継したものの処分及びこれに附帯する業務 法第四条第三号の規定に基づく出資により旧機構が取得した株式で附則第二条第一項の規定によ (以下「研究基盤出資経過業務」という。) を行 旧研究開発体制整備

- (以下「研究基盤出資経過勘定」という。)を設けて整理しなければならない。2 機構は、研究基盤出資経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定

(研究基盤出資経過勘定の廃止等)

- は、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。し、その廃止の際研究基盤出資経過勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるとき第八条 機構は、研究基盤出資経過業務を終えたときは、研究基盤出資経過勘定を廃止するものと

五条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行う。 ないに次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十の規定により貸し付けられた資金に係る債権(附則第二条第一項の規定により承継したものに限め、 正法第二条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一号及び基盤法改正法附則第十四条第二項 2 機構は、基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一項第一号、基盤法改

ばならない。 その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「鉱工業承継勘定」という。)を設けて整理しなけれる 機構は、前三項に規定する業務(以下「鉱工業承継業務」という。)に係る経理については、

は「第十五条に規定する業務並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承継業務」とする。四項に規定する鉱工業承継業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるの勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第九条第「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承継5 第一項から第三項までの規定により機構が鉱工業承継業務を行う場合には、第十九条第一項中

(鉱工業承継勘定の廃止等)

の際鉱工業承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額第十条 機構は、鉱工業承継業務を終えたときは、鉱工業承継勘定を廃止するものとし、その廃止

しを受けた者を除く。)に対し、その出資額に応じて分配するものとする。を基盤法改正法附則第三条第一項の政府及び政府以外の者(附則第三条第二項の規定による払

前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

する。 ときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとときは、政令で定めるところにより鉱工業承継勘定を廃止した場合において同勘定に残余財産がある

に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。4 機構は、第一項の規定により鉱工業承継勘定を廃止したときは、その廃止の際鉱工業承継勘定

(余裕金の運用に関する経過措置)

第十七条 機構は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第四条第十七条 機構は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第四条

(石油代替エネルギー経過業務)

2 前頁の規定こより幾冓が石由弋替エネレギー至過業等を守う場合こよ、第十七条第一頁第一号金に係るものに限る。以下「石油代替エネルギー経過業務」という。)を行うことができる。金に係るものに限る。以下「石油代替エネルギー経過業務」という。)を行うことができる。に掲げる業務及びこれに附帯する業務(改正法の施行前に同号の規定により機構が交付した補助に掲げる業務及び正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一条第一号入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号。以下「改正法」と第十八条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、石油代替エネルギーの開発及び導

(罰則の経過措置)

(政令への委任) 事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 事項に係るこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる おいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる 第三十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条に

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。第三十五条。この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律

(施行期日) M 則 (平成一五年五月九日法律第三七号)

各号に定める日又は時から施行する。 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

附則第七条の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構の成立の

(平成一五年五月九日法律第三八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(平成一六年四月二一日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。 (施行期日) から第七条まで、第十一条、第二十二条及び第三十条の規定四年法律第百四十六号)附則第九条から第十八条までの改正 第二条、次条(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十 .年法律第百四十六号)附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。) 並びに附則第三条 公布の日

則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号)

(施行期日)

一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ ぞれ当該各号に定める日から施行する。

及び二略

百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第

(平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。 ぞれ当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 それ

附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第百三

十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(平成一六年六月二三日法律第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。 各号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

の規定 平成十七年四月一日 十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二 第七十九条及び第八十一条

則 (平成一六年六月二三日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法

抄

律 (平成十六年法律第百三十号) の公布の日のいずれか遅い日 (平成一七年四月二〇日法律第三二号)

6 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条、第十九条、第二十条、第二 十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) (施行期日)

附則第五条の改正規定を除く。)、第二十二条及び第二十三条の規定は平成十八年四月一日から、

附則第二十一条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五条の改正規定は 平成十九年三月三十一日から施行する。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置

則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)につい(平成十三年法律第百四十号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附第二十二条 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 ては、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

2 十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第1 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。 十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、

則 (平成一八年四月二八日法律第三四号) 抄

(施行期日)

1

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

(罰則の経過措置)

2

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

抄

(平成一九年三月三一日法律第二三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。 及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条まで の規定は、平成二十年度の予算から適用する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号

(罰則に関する経過措置) 八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定(平成二十年四月一日)第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百 条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九条、 第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百二条、第三百十 条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十一条、 七条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百四十三条、第三百四十五 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によること 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百 で定める。

則 (平成一九年五月一一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

|第一条||この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (その他の経過措置の政令への委任) なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、 る この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

則 (平成二一年七月八日法律第七〇号) 抄

行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(罰則の適用に関する経過措

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定め

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石 ち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第三項の改正規定中「附 整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、第三条のう7十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の規定の施行の状況についエネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び国立研究開発法人新エ 則第十五条第三項中」とあるのは「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、 (調整規定) 前条のう

?の促進又は」とあるのは「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。 (平成二二年五月二八日法律第三七号) 抄

(施行期日)

ち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の

「施行日」という。)から施行する。 一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 第三十五条 (その他の経過措置の政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 なお従前の例による。 政令で定

則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

条から第五十二条までの規定 公布の日 正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十 第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改 くは」を削る部分に限る。) に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、 『章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若し第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第

(調整規定)

法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行の日前である場合には、同条第五十条 附則第四十一条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する 中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、 (罰則に関する経過措置) 「第十五条第一項第十二号」とする。

為に対する罰則の適用については、 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、 なお従前の例による 当該規定) の施行前にした行

則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 行する。 から施

ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ら起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 条第一項」に改める部分に限る。) 並びに次号に掲げる改正規定を除く。) の規定 公布の日 第二項第一号ロの改正規定及び同項第二号への改正規定(「第三十四条第一項」を「第四十二 第二十二条及び第二十三条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条 定(「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分に限る。)、機一条第一項第十号及び第十二号並びに同条第二項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規 並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、 に限る。)、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。) の規定 並びに同条第三項」に改める部分(第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。) 構法第十二条第三号の改正規定(「並びに同条第二項」を「、同条第二項第二号に掲げる業務 第三条(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 (以下「機構法」という。)

規定に限る。)の規定 平成二十五年四月一日 び第十三条の改正規定に限る。)及び第二十三条(特別会計に関する法律附則第十五条の改 十八条から第二十条まで、第二十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 六条第二項に係る部分に限る。)、機構法附則第六条の改正規定及び同条を機構法附則第八条と の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十六号)附則第 (平成十四年法律第百四十五号。附則第五条において「開発機構法」という。) 附則第十二条及 し、機構法附則第五条の次に二条を加える改正規定に限る。)の規定並びに附則第十二条、 第三条(機構法第五条の改正規定(災害時における石油の供給不足への対処等のための石 第

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規 定によりした処分、手続その他の行為は、第三条の規定による改正後の機構法中の相当する規定 によりした処分、手続その他の行為とみなす。

則 (平成二五年五月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日 ら施行する。ただし、第二条並びに附則第三条から第五条まで、第九条、第十一条(独立行政 人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)附則第十二条から第 十六条までの改正規定に限る。)及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二五年一二月一三日法律第九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等 第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別 条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。 表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八 による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、

(平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号 当該各号に定める日から施行する。 以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその 独立行政法人が当該名称の変更に伴い受ける名義人の名称の変更の登記又は登録については、 録免許税を課さない。 名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。 規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後の

(罰則に関する経過措置)

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することと

(その他の経過措置の政令等への委任)

定める。 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 人事院規則) で

則 (平成二八年三月三一日法律第一八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する (施行期日)

第二条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(次項及び第三項において「機 「新法」という。)第十五条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯改正後の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(次項及び第三項において する業務を行うことができる。 機構法第十五条第二項各号に掲げる業務に係る債権の回収が終了するまでの間、この法律による 構」という。)は、この法律による改正前の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発 1

令・環境省令とする。 は、当該業務に関する事項については、それぞれ経済産業大臣及び環境大臣並びに経済産業省 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第二十条の規定にかかわら 機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)における主務大臣及び主務省令

3 ネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十八号) 十三号)第八十八条第一項第二号中「ヨ 附属諸費」とあるのは「/ヨ 国立研究開発法人新エ 二条第一項」と、附則第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律 (平成十九年法律第1 のに限る。)」と、新法第二十七条第一号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び改正法附則第 条第二項各号に掲げる業務のうち改正法による改正前のこの号に掲げる業務に係る債権に係るも において「改正法」という。)附則第二条第一項に規定する業務(改正法による改正前の第十五 発機構法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十八号。以下この号及び第二十七条第一号 二条第一項に規定する業務に要する費用/タ 附属諸費/」とする。 「関する業務」とあるのは「関する業務並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第十七条第一項第二号中

(平成三〇年一二月一四日法律第九四号)

(施行期日)

8

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施

(経過措置

|第三十五条 この法律の施行に関し必要な経過措置 定める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で

則 (令和三年一二月二四日法律第八七号) 抄

登

1

(施行期日)

(検討) この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 のとする。 よる改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律に

則 (令和四年五月一八日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。

則 (令和四年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。 号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

附則第三十二条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 る経過措置を含む。) は、政令で定める。 罰 則に関す

(令和四年六月一七日法律第六八号)

各号に定める日から施行する。 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

第五百九条の規定 公布の日